

一般介護予防事業「介護予防教室等業務委託」仕様書

1 目的

高齢者が人と人とのつながりを持ちながら、住み慣れた地域でいつまでもその人らしく生活できるよう、地域人材を活用し、運動、口腔、栄養、社会参加、認知症等の介護予防に関する必要な知識・技術を提供し、介護予防教室終了後に自主活動グループを設立して、継続した介護予防活動を自主的に行うことができるよう支援することを目的とする。

2 業務概要

本委託に係る業務概要は以下のとおりとする。

(1) 集合型介護予防教室（以下、「集合型」という。）の実施（介護予防普及啓発事業）

市内に住所を有するおおむね65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者を対象に、委託者及び受託者が協議により場所や日時を定め、受託者が作成したプログラムによる介護予防教室を実施する。

(2) 派遣型介護予防自主活動支援（以下、「派遣型」という。）の実施（地域リハビリテーション活動支援事業）

市内で活動するおおむね65歳以上の者で構成された団体（以下「団体」という。）の依頼に応じて、団体の活動場所に出向き介護予防教室を実施する。

(3) 介護予防把握事業

集合型において受託者が実施するアンケートに基づき、閉じこもり等の何らかの支援を要するものを把握し、介護予防活動につなげる。

(4) 事業評価

集合型及び派遣型において受託者が実施するアンケートに基づき、事業評価を行う。

3 履行場所

豊田市西町ほか地内

4 委託期間

委託期間開始日から令和9年3月19日までを委託期間とし、委託期間開始日から令和8年3月31日までの間を委託準備期間、令和8年4月1日から令和9年3月19日までの間を委託実施期間とする。

5 対象者

(1) 集合型

市内に住所を有するおおむね65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者とする。ただし、医師から運動制限を受けている者は医師の指示を参考に本人と相談の上決定とする。

(2) 派遣型

以下に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- ア 市内に住所を有するおおむね65歳以上の者が5名以上及びその支援のための活動に関わる者で構成されていること
- イ 定期的な活動実績があること
- ウ 住民が主体的に取り組んでいること

6 定員

(1) 集合型

1会場につき原則5人から30人までとする。

(2) 派遣型

1団体につき原則5人から30人までとする。

7 開催場所及び日時

(1) 集合型

ア 市内10か所にて実施する。開催場所及び日時については委託者と受託者で協議して定めるものとし、日程表は受託者が作成する。なお、会場費用が発生する場合は、委託者の負担とする。また、想定する開催場所は以下のとおりとする。

(ア) 自治区集会所

(イ) 商業施設

(ウ) 交流館

イ 上記アの日程表の内容に変更が生じる場合は、委託者と受託者が協議して開催場所及び日程を決定する。

(2) 派遣型

ア 団体が希望する場所及び日時とする。なお、決定した場所及び日時は委託実施期間に一括して委託者に報告する。

イ 受託者側の都合で不開催となった場合は日程を振り替えて開催する。

団体の都合で不開催となった場合は振り替えて開催できることとする。ただし、日程の振り替えは1団体につき1回までとする。

ウ 実施日の3日以内に団体の都合で不開催となった場合の日程の振り替えは行わない。

8 参加希望者の受付と決定等

(1) 集合型

委託者は参加者の募集を行い、受託者は電話、FAX 又はメール等による問合せへの対応を含む参加希望者からの申込受付及び参加者の決定を行う。委託者及び受託者は介護予防教室開催の啓発を随時行う。

(予定) 9～10月 受託者により集合型のプログラム及び案内チラシの作成

11月～ 委託者から参加者募集の案内

12月～ 参加希望者から受託者へ申込

(2) 派遣型

委託者は派遣型を希望する団体を募集し、受託者は電話、FAX 又はメール等による問合せへの対応を含む申込受付及び派遣団体の決定を行う。

(予定) 9～10月 受託者により派遣型のプログラム及び案内チラシの作成

11月 委託者から団体へ募集通知

12月～ 団体から受託者へ申込

3月～ 受託者から団体へ実施内容の調整

9 参加費

各教室の参加費は無料とし、参加者から費用を徴収しないこと。また、営利目的となる物品の販売や勧誘等の案内を行わないこと。

10 介護予防教室の内容

(1) 集合型

ア 講座回数は各会場全6回コース(月2回×連続する3か月)とし、時間は1回当たり60分(準備と片付けに要する時間は除く)とする。ただし、初回及び最終回はアンケートを行うため、この限りではない。

イ 高齢者が楽しく参加することができ、介護予防や孤独・孤立予防、自主活動グループ等の立ち上げ・維持継続に資するプログラムとすること。また、集合型開始の2週間前までに当日実施するタイムスケジュールをまとめた上で、委託者に書面又はデータで報告すること。

ウ 受託者は参加者名簿及び出欠表(様式1)を作成し、その結果をエクセルにまとめた上で報告すること。初回参加時には、参加者の万一の事故等に備え、参加者に同意書(様式2)を記入してもらうこと。

エ 受託者は参加者が教室参加後も振り返りができる内容の資料を作成し、市の承認を得た上で、参加者へ配布すること。

オ 受託者は日報(様式3)を作成し、その結果をエクセルにまとめた上で報告すること。

カ 教室に使用する備品類は、全て受託者が用意すること。

(2) 派遣型

- ア 同一団体への派遣回数は年 3 回、時間は 1 回当たり 90 分を上限し、団体の希望に応じた時間数とする（準備と片付けに要する時間は除く）。また、全体の派遣回数の上限は 540 回とする。
- イ プログラムについては、団体の意向を取り入れ、介護予防や孤独・孤立予防、自主活動グループ等の維持継続に資するプログラムとすること。
- ウ 受託者は日報（様式 3）を作成し、その結果をエクセルにまとめた上で報告すること。
- エ 教室に使用する備品類は、全て受託者が用意すること。

1.1 プログラム

(1) 集合型

以下の内容が網羅された全 6 回コースとすること。また、後期高齢者やフレイルの者が取り組みやすい内容とすること。

- ア フレイル予防のための運動
- イ 栄養に関する内容
- ウ 転倒予防に関する内容
- エ ウォーキングに関する内容
- オ 口腔ケアに関する内容
- カ 認知症予防に関する内容
- キ 参加者が自主的に活動できるようにするためのグループ化に向けた取組

(2) 派遣型

団体の特性や希望を踏まえた、健康づくりや介護予防についての実技等

1.2 介護予防把握事業

集合型において、委託者が作成したアンケート（様式 4）を実施し、別添 1 に掲げる質問項目の合計点数が 30 点以上の者においては、集合型に継続して参加するよう支援し、集合型終了後も通いの場への参加を促すこと。

1.3 事業評価

(1) 集合型

受託者は、委託者が作成した以下の項目を含んだアンケートを初回（様式 4）及び最終回（様式 5）に実施し、集計及び評価を行った上で報告すること。

- ア 参加者の状態（ADL や幸福度等）
- イ 集合型全体における評価及び改善点（内容、時間、参加人数等）
- ウ 通いの場への参加が必要な高齢者の把握方法

(2) 派遣型

受託者は、以下の項目を含んだアンケートを作成すること。派遣した団体に対してアンケートを 1 回実施し、集計及び評価を行った上で報告すること。

- ア 派遣型に対する満足度
- イ 自主活動グループが継続するための支援

1 4 職員体制

(1) 業務責任者及び業務従事者

受託者は、本業務を円滑に運営するため、業務責任者を1名定めること。業務責任者は運営のマネジメントやリスク管理、業務従事者に対する指導を行う統括的な管理を行う。

業務責任者は高齢者の特性を総合的に理解し、この業務を安全かつ効果的に提供できるものとする。

業務従事者はリハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチすることのできる資格を有する者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、健康運動指導士、健康運動実践指導者、介護予防運動指導員、あん摩マッサージ師、柔道整復師等）とする。なお、資格については国家資格、公的資格、民間資格を問わない。

栄養に関する内容は管理栄養士又は栄養士、口腔に関する内容は歯科衛生士の資格を有する者とする。

業務従事者においては愛知県健康づくりリーダーを積極的に活用すること。愛知県健康づくりリーダーへの案内は委託者又は受託者にて実施する。また、活用するに当たり、受託者が愛知県健康づくりリーダーに研修を行う場合は、事前に委託者へ研修内容が分かるものを提出すること。

(2) 職員配置

ア 集合型

主として体操や講義を行う業務従事者を1名以上、体操の補助等を行う業務従事者を1名以上配置すること。

イ 派遣型

実技等を行う業務従事者を1名以上配置すること。

ウ いずれの場合も、事故などが発生した際に対応可能な状態とするとともに、参加者及び実施場所の状況に応じ、業務を安全で適切に履行するための必要な人員を配置すること。

(3) 留意事項

ア 受託者は、委託実施期間の2週間前までに業務従事者名簿を委託者に提出すること。

イ 業務従事者名簿には、業務従事者の氏名を記載し、資格証の写しを添付すること。

ウ 業務従事者に変更があった場合は、随時業務従事者名簿を委託者に提供すること。

1 5 業務従事者研修

受託者は、業務従事者に対し、本業務の公正かつ円滑な遂行に資するため、本業務の遂行に必要な知識、教養、技術を習得するための研修を実施すること。また、実施した研修内容を委託者へ報告すること。

また、業務遂行に関する情報や改善点等を共有する機会を設け、業務従事者の質の向上に努めること。

1 6 安全管理等

(1) 健康状態の確認

受託者は、事故を未然に防ぐことができるよう、体調チェックシート(様式6)を用いて参加者の健康状態を把握し、現病歴チェック表(様式7)に取りまとめること。熱中症予防に配慮の上、適宜水分補給を行うなど必要に応じて無理をしないよう注意喚起すること。また、参加者の体調変化には十分注意を払い、事故やけがに備えること。

(2) 安全管理マニュアル

受託者は、教室を安全に開催するため、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備すること。なお、契約締結後速やかに豊田市に安全管理マニュアルの写しを提出すること。

(3) 傷害保険(集合型のみ)

受託者は、参加者の講習中及び住居から会場までの往復途上での万が一の事故やケガに備え、傷害保険に加入すること。なお、傷害保険は一人当たり補償額が死亡・後遺障害 500 万円、入院日額 3,000 円、通院日額 1,500 円以上のものとし、保険加入の事務手続き、及び経費は受託者の負担とする。傷害保険証の写しは、参加者確定後速やかに委託者に提出すること。

(4) 緊急時の対応等

業務従事者は万が一の事故に対応できるよう、普通救命講習や応急手当講習等を受講し、万一の事故に対応できる能力を有していること。

ア 事故等

事故等の緊急時の対応に際しては、受託者の責任において応急処置等適切かつ迅速な対応を図ること。また、速やかに参加者家族へ連絡するとともに、委託者へ事故発生報告書(様式9)により事故報告を行い、委託者と協力して原因究明と再発防止を図ること。

イ 気象警報

気象警報発令時等の対応については、別紙「気象警報発令時等の対応要領」のとおりとし、参加者又は派遣団体への連絡は受託者が行うこと。また、教室の振替については、委託者、団体等と協議して決定すること。

1 7 感染症対策

受託者は感染症の蔓延を防ぐため、換気など必要な措置を講じること。業務従事者の体調がすぐれない場合は代理の従事者と交代すること。また、必要に応じ衛生物品の準備をすること。

1 8 賠償責任

業務の履行にあたって、故意又は過失により豊田市又は参加者若しくは第三者に損害を与えた場合は、受託者はその賠償の責を負うものとする。

1 9 実績報告

(1) 集合型

受託者は各集合型が終了後 2 週間以内に次のアからケに示す提出物を CD-ROM に取りまとめて提出すること。

ア 参加者名簿及び出欠表（様式 1）

イ 同意書（様式 2）

ウ 日報（様式 3）

エ 事前アンケート（様式 4）（初回のみ実施）

オ 事後アンケート（様式 5）（最終回のみ実施）

カ 体調チェックシート（様式 6）

キ 現病歴チェック表（様式 7）

ク 自主化へのまとめ（様式 8）

ケ 集合型実施時に配布した資料

(2) 派遣型

受託者は毎月 1 5 日までに次に示す前月分の提出物を CD-ROM に取りまとめて提出すること。

ア 日報（様式 3）

イ 派遣型実施中に配布した資料

(3) その他

事業評価で実施したアンケートの取りまとめ結果は 2 月末日までに CD-ROM に取りまとめて提出すること。

2 0 支払方法

(1) 契約金額の支払いは、奇数月の各月末を支払整理日として、6 回の分割払いとする。

(2) 毎回の支払額は、契約金額から消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）相当額を除いた額の $1/6$ に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、契約金額から消費税相当額の $1/6$ に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を最終回にあわせて支払うものとする。

- (3) 集合型及び派遣型の実績に応じて契約金額を変更する。なお、変更した金額は、支払の最終回に反映させるものとする。

2 1 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報の保護対策

受託者は本業務を実施するにあたっては、別紙「豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守しなければならない。

(2) 法令等の遵守

受託者は本業務を実施するにあたっては、関係法令等の規定及び基準を遵守するものとする。

(3) 一括再委託の禁止

ア 業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。

イ この業務における「主たる部分」とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等をいう。

ウ コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿の打ち込み、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入等、当該業務の付随的・補助的業務に当たらない簡易な業務の再委託に当たっては、委託者の承認を必要としない。

エ 上記イ、ウの業務以外の再委託に当たっては、書面により委託者の承認を得なければならない。

オ 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

(4) 業務の引き継ぎ

受託者は、本委託契約が終了し契約更新が見込まれない場合にあつては、新たな受託者と十分業務の引き継ぎを行い、当該業務に支障をきたすことのないように対処しなければならない。この際、必ず委託実施期間終了前に引継書を作成し、委託者に承諾を得ること。

2 2 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。また、委託実施期間中においても、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。

- (2) 本仕様書に示す内容は委託者の要求水準を示すものであり、事業者の創意工夫による代替手段でこれらと同等又はそれ以上の効果が確実に見込まれる場合には、代替手段の提案を妨げるものではない。

- (3) 本業務に関して、公の場での発表、報告を行う場合には、事前に内容を委託者に報告し、了承を得た上で公表すること。

- (4) 本契約の各事項、仕様書について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。

2 3 参考

(1) 令和6年度末時点自主活動グループ数

旧豊田地区	藤岡地区	小原地区	足助地区	下山地区	旭地区	稲武地区
151	5	13	10	6	10	10

(2) 豊田市の介護予防・健康づくり教室「元気アップ教室」

下記 URL を参考にすること。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kenkou/kenkoudukuri/1002981/1002983.html>

全国版「要支援・要介護リスク尺度」

質問項目	回答	点数
バスや電車を使って 1 人で外出できますか。	いいえ	2
日用品の買い物ができますか	いいえ	3
銀行預金・郵便貯金の出し入れが自分でできますか	いいえ	2
階段の手すりや壁をつたわずに昇っていますか	いいえ	3
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	いいえ	2
15 分位続けて歩いていますか	いいえ	1
この 1 年間に転んだことがありますか	はい	2
転倒に対する不安は大きいですか	はい	2
“体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)”が 18.5 未満	はい	3
昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	3

		点数			点数			点数
性・年齢	男性	1	73 歳	9	82 歳	19		
	65 歳	0	74 歳	10	83 歳	19		
	66 歳	0	75 歳	12	84 歳	21		
	67 歳	1	76 歳	12	85 歳	21		
	68 歳	1	77 歳	13	86 歳	22		
	69 歳	3	78 歳	14	87 歳	22		
	70 歳	4	79 歳	15	88 歳	23		
	71 歳	6	80 歳	17	88 歳	23		
	72 歳	7	81 歳	18	90 歳以上	24		

合計点数の範囲 0～48 点